

## 平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する 調査の実施について

### 1 調査の目的

慢性期入院医療の包括評価調査分科会は、平成16年度より慢性期入院患者に係る患者特性及びサービス提供の実態を調査し、中医協における慢性期入院医療の包括評価に係る基礎資料を提供してきた。この結果、平成18年度診療報酬改定においては、療養病棟入院基本料に、医療の必要性による区分及びADLの状況による区分（以下「医療区分・ADL区分」という。）並びに認知機能障害加算に基づく患者分類を用いた評価が導入された。

平成18年度の調査においては、新たに設定された患者分類手法について、以下の観点から検証を行う。

- ① 患者分類に基づく包括評価導入に伴う職員配置、患者構成、コストの変動
- ② 医療区分の妥当性
- ③ ADL区分の妥当性
- ④ 認知症加算の妥当性
- ⑤ 患者分類に基づく包括評価導入前後の医療の質の変化
- ⑥ 医療療養病棟の役割
- ⑦ 患者及び施設の介護への移行の状況

### 2 調査の内容

#### (1) 「レセプト調査」

##### <対象>

療養病棟入院基本料を算定する患者のうち、国民健康保険からの支払いに係る者すべて

##### <内容>

平成18年10月診療分以降の診療報酬明細書を用いて、療養病棟入院料A～Eの算定状況、医療区分の該当状況、各

医療区分の主な算定根拠、A D L 得点、認知機能障害加算の算定状況等について調査する。

(2) 「職員配置の変動に関する調査」

<対象>

療養病床を有する医療機関のうち一定数（平成16・17年調査に参加した89医療機関を含む。）

<内容>

患者分類に基づく包括評価の導入に伴い、医療機関がどの程度医師や看護職員等の増減を行ったかなど、医療機関における対応状況について調査する。

(3) 「患者構成の変動に関する調査」

<対象>

(2) と同じ

<内容>

患者分類に基づく包括評価の導入が発表された平成18年4月以降に入退院（転院・転棟を含む。以下同じ。）した患者の状況等について調査する。

- ・ 4月1日から6月30日に入退院した患者の患者分類（A-E）、入院元及び退院先並びに退院理由
- ・ 7月1日から10月31日に入退院した患者の評価票記載情報、入院元及び退院先並びに退院理由

(4) 「患者特性調査」

<対象>

(2) と同じ

<内容>

入院患者の特性等について、調査日における横断調査及び2週間の調査期間中に入院した患者の縦断調査を下記の項目について行い、平成16年度調査の結果との比較を行う。

- ・ 年齢、入院期間、入院理由、病名、要介護認定の有無、問題行動の状況、日常生活動作能力（ADL）、認知症の有無等の患者特性に関する項目
- ・ 治療、処置、リハビリテーション等の実施状況、薬剤の使用状況等の医療提供に関する項目 等

#### (5) 「タイムスタディ調査」

##### <対象>

(2) の対象のうち、介護保険の対象施設以外

##### <内容>

入院患者に対する医師、看護師、看護補助者等によるサービス提供の状況等について、(4) の横断調査に併せて調査する。

#### (6) 「コスト調査」

##### <対象>

(2) と同じ

##### <内容>

医療機関の person 費、減価償却費、医薬品費、材料等の払出量等について調査する。

#### (7) 「その他」

##### <対象>

(2) と同じ

##### <内容>

今後の病床転換の予定、医療療養病棟の役割に係る意見、及び患者評価に係る書類作成に要する時間等について調査する。

### 3 調査の進め方

- (1) 調査内容については、本分科会において審議の上、中医協診療報酬基本問題小委員会の了承を得て、速やかに実施する。
- (2) 調査結果については、逐次公表を行いつつ、本年度末を目途に報告書を取りまとめる。

(参考)

**慢性期入院医療に係る評価の見直しについての  
調査・検証に関するこれまでの指摘等について**

- (1) 平成18年度診療報酬改定に係る中医協答申の際の附帯意見  
(平成18年2月15日) 抄

慢性期入院医療については、患者分類を用いた包括評価の実施状況について、診療報酬調査専門組織を通じて客観的なデータを収集して検証を行うこと。また、難病患者や障害者に対し、必要な医療が確保されるよう十分に配慮すること。

- (2) 医療制度改革関連法案に係る参議院厚生労働委員会における  
附帯決議(平成18年6月13日) 抄

十 (前段略) さらに療養病床の患者の医療区分については、速やかな調査・検証を行い、その結果に基づき必要に応じて適切な見直しを行うこと。

- (3) 「平成18年度診療報酬改定結果の検証方針」(平成18年7月12日 診療報酬改定結果検証部会)における指摘

検証部会として特に調査を依頼する事項

- ・退院患者の調査(退院患者数、退院患者の患者分類区分、退院先、退院理由等)
- ・入院患者の調査(患者分類の分布)

# 「平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査」 調査概要（案）

## 1. 調査目的

慢性期入院医療の包括評価調査分科会は、平成16年度より慢性期入院患者に係る患者特性及びサービス提供の実態を調査し、中医協における慢性期入院医療の包括評価に係る基礎資料を提供してきた。この結果、平成18年度診療報酬改定においては、療養病棟入院基本料に、医療の必要性による区分及びADLの状況による区分（以下「医療区分・ADL区分」という。）並びに認知機能障害加算に基づく患者分類を用いた評価が導入された。

平成18年度の調査においては、新たに設定された患者分類手法について、以下の観点から検証を行う。

- ① 患者分類に基づく包括評価導入に伴う職員配置、患者構成、コストの変動
- ② 医療区分の妥当性
- ③ ADL区分の妥当性
- ④ 認知症機能障害加算の妥当性
- ⑤ 患者分類に基づく包括評価導入前後の医療の質の変化
- ⑥ 医療療養病棟の役割
- ⑦ 患者及び施設の介護への移行の状況

## 2. 調査対象病院

慢性期入院医療の患者像等を適切に評価するために、下記の病棟を有する病院を対象に（平成16年度及び平成17年度の調査に参加した病院）、患者特性調査、コスト調査、タイムスタディ等を実施する。調査対象病院数は、平成16年度調査と同等の90病院程度とする。

- ・ 療養病棟入院基本料2を算定している病棟（医療療養病棟）
- ・ 療養型介護療養施設サービス費を算定している病棟（介護療養病棟）

### 3. 調査対象病棟（調査対象患者）

各病院の中で選定される調査対象病棟は、調査種類によって異なる。

「患者特性調査」、「施設特性調査」、「病院長に対する基本事項に関する調査」については、療養病床のなかのすべての病棟（回復期リハビリテーション病棟を除く医療療養病棟と介護療養病棟）を調査対象とする他に、平成18年4月1日から平成18年9月30日の間に療養病床から、以下に病棟転換した場合も調査対象の病棟とする。

- ・ 一般病床の特殊疾患療養病棟
- ・ 一般病床の障害者施設等入院基本料算定病棟

「タイムスタディ調査」、「コスト調査」、「レセプト調査（調査病棟）」は、医療療養病棟のなかで、以下の3種類に該当する病棟をそれぞれ1病棟ずつ選定し、一病院で最大3病棟までとする。

- ・ 看護配置が20：1の病棟（8割以上が医療区分2・3）
- ・ 看護配置が25：1の病棟（通常の療養病棟）
- ・ 介護保険移行準備病棟など（6割以上が医療区分1の病棟）

なお、「レセプト調査（国保支払分）」については、療養病棟入院基本料2を算定する入院患者のうち、国民健康保険からの支払いに係る者を調査対象患者とする。

### 4. 調査内容

#### （1）患者特性調査

慢性期入院医療の患者像を適切に把握することを目的として、下記の項目を調査項目とする。ただし、「薬剤・衛生材料・特定保険医療材料の使用状況」の項目については、タイムスタディを実施する病棟のみの項目とする。

<おもな調査項目>

（患者特性に関する項目）

年齢、入院期間、要介護認定取得の有無、問題行動、ADL、認知症、疾患、病状や栄養状態の程度 等

（医療提供に関する項目）

治療、処置、リハビリテーション実施の状況、薬剤・衛生材料・特定保険医療材料の使用状況 等

調査対象患者は、タイムスタディ実施日（調査基準日）に該当病棟に入院している全ての患者とする（上述しているように、タイムスタディ調査の対象病棟以外の病棟についても調査を実施することに留意）。調査では、調査基準日の前後 1 日間の状態を評価して調査票に記入する。

なお、調査実施責任者は、調査対象病棟の看護師長とする。医事関連調査項目については事務部門より情報提供を求める。

## （2）施設特性調査

調査対象病院における包括評価導入前後の施設属性の状況を把握することを目的として、下記の項目を調査項目とする。調査票の記載は事務部門とする。

〈おもな調査項目〉

医療機関名、現在の診療科目、現在の併設施設・事業の有無、包括評価導入前後の病床数と入院患者の状況、包括評価導入前後の療養病棟の状況、包括評価導入前後の職員配置の状況、包括評価導入前後の入院患者の状況 等

## （3）病院長に対する基本事項に関する調査

患者分類の評価や療養病棟の役割などに対する意見・要望を調査することを目的として、下記の項目を調査項目とする。調査票の記載は病院の責任者とする。

〈おもな調査項目〉

患者分類に対する評価、医療区分に対する評価、医療区分・ADL区分評価票の記入負担状況、医療療養病棟の役割、療養病床の転換意向 等

## （4）コスト調査

調査対象病院全体のコストから、該当病棟、入院患者一人当たりの費用推計を行うための基礎数値を収集する。

対象期間は、平成 18 年 11 月の 1 ヶ月分とし、事務部門が調査票の記載をする。

(5) タイムスタディ調査

タイムスタディ調査は、患者一人ひとりが受けたケア時間を把握するために、調査基準日に該当病棟に入院しているすべての患者の療養に携わる職員（医師、看護職、看護補助職、薬剤師、PT、OT、ST、MSW、栄養士等）を対象として、その時のケア提供時間を測定する。調査は、各職員による自記式とする。

対象職員の選定や該当病棟内で勤務する看護職、看護補助職への調査票の配付・回収に関する責任者は、調査対象病棟の看護師長とする。部門兼任職員（該当病棟以外の患者にも関わる職員）については、事務部長の責任のもと、前述の看護師長が選定した対象職員リストをもとに、連絡・調整、調査票の配付・回収を実施する。

(6) レセプト調査（調査病棟）

患者の入院基本料A-Eの算定状況や医療区分・ADL区分評価の状況などの把握を目的として、該当病棟における平成18年11月分の入院患者の診療報酬明細書および医療区分・ADL区分評価票のコピーを収集する。

(7) レセプト調査（国保支払分）

医療療養病棟（療養病棟入院基本料2を算定する病棟）における入院基本料A-Eの算定状況などの把握を目的として、国民健康保険からの支払いに係る診療報酬明細書のコピーの1ヶ月分（平成18年10月）を収集する。調査対象患者数は（レセプト件数）、約10万件程度を想定している。

5. 調査実施日

調査基準日は、平成18年11月末日の予定である。

以上